

甲賀市特別職報酬等審議会次第

令和4年1月12日(水) 14時～
甲賀市役所5階 第4委員会室

1. あいさつ
2. 委員自己紹介
3. 特別職報酬等審議会について
4. 会長の選任について
5. 議事
 - (1) 特別職報酬等審議会会議及び会議録の公開について
 - (2) 消防団員の処遇改善にかかる報酬の改定について
6. 閉会のあいさつ

令和3年度 甲賀市特別職報酬等審議会委員

	職 名	氏 名	備 考
1	甲賀市男女共同参画審議会委員 市内企業・事業所管理職	奥嶋 たみ子	社会福祉法人信楽福祉会 特別養護老人ホーム信楽荘
2	湖南甲賀地区労働者福祉協議会 代表	奥田 修	ホタルクス労働組合
3	水口金融協議会代表	小泉 孝久	滋賀銀行水口支店長
4	甲賀市区長連合会会長	杉本 龍弥	小川区長
5	甲賀市商工会長	辻 彰	株式会社ツジヤ代表取締役社長
6	甲賀市商工会女性部長	寺井 純子	ドリームポケット代表
7	甲賀市工業会会長	則安 宏	㈱日立建機ティエラ常務取締役 管理本部長
8	税理士	布留 知美	甲賀市行政不服審査会 甲賀市指定管理者選定委員会
9	社会福祉協議会事務局	本馬 よう子	社会福祉協議会事務局 法人運営部長
10	水口青年会議所理事長	松尾 幸治	株式会社チエリツシユ

五十音順

○甲賀市特別職報酬等審議会規則

平成26年2月20日

規則第12号

改正 平成29年3月30日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、甲賀市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成29年規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市総合計画審議会	総合計画の策定及びその推進に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が適当と認める者	20人以内	2年
甲賀市公共交通活性化まちづくり推進協議会	持続可能なまちづくりの概念を基本とした公共交通体系及び基本構想策定について調査及び研究し、審議すること。	(1) 市長が指名する職員 (2) その他市長が適当と認める者	25人以内	1年
甲賀市国際化推進委員会	国際化推進計画の策定について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代表者 (3) その他市長が適当と認める者	10人以内	1年
甲賀市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額及び特別職の職員で非常勤のもの報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議すること。	(1) 市内の公共的団体等の代表者 (2) その他市長が適当と認める者	10人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで
甲賀市指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の選定に関する事項について審査すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 公の施設の利用者 (3) その他市長が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市行政改革推進委員会	行政改革に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	10人以内	2年
甲賀市公有財産審議会	公有財産の取得、管理及び処分について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 市長が指名する職員 (3) その他市長が適当と認める者	7人以内	2年
甲賀市入札監視委員会	市が発注する公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市地域福祉計画審議会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 地域福祉関係団体の代表者 (4) 社会福祉事業関係団体の職員 (5) その他市長が適当と認める者	15人以内	2年

甲賀市商工業振興計画審議会	商工業振興計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 商工業関係団体の代表者及び構成員 (4) その他市長が適当と認める者	18人以内	2年
甲賀市観光振興計画審議会	観光振興計画の策定及びその推進について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) 観光等産業関係団体の代表者及び構成員 (4) その他市長が適当と認める者	12人以内	2年
甲賀市下水道審議会	下水道事業の経営、将来計画及び健全な運営並びに汚水処理に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 受益者の代表者 (2) その他市長が適当と認める者	20人以内	2年
甲賀市地域医療審議会	地域医療の体制整備及び市立医療機関の経営に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 医療関係者 (2) 介護関係者 (3) 学識経験を有する者 (4) 関係行政機関の職員 (5) 福祉関係者 (6) その他市長が適当と認める者	12人以内	3年

(1) 特別職報酬等審議会会議及び会議録の公開について

① 会議の公開又は非公開の決定

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針第4条
会議の公開又は非公開は審議会に諮って行う。

※原則公開

② 会議録の作成及会議結果の公表について

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針第8条第5号
会議録の公開又は非公開(一部非公開)

※原則公開 委員名も含め公開 例 ●●委員

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び個別法の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

(附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項及び個別法の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

(会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
- (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
- (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

(会議の傍聴)

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取

材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

(4) 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議開催の周知)

第7条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の7日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第1号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

(6) 傍聴者の定員

(7) 傍聴手続

(8) 問い合わせ先

(9) その他必要な事項

(会議録の作成及び会議結果の公表)

第8条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね1月以内に、次に掲げる会議

の概要報告（様式第2号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (6) 出席者
- (7) 傍聴者数
- (8) 会議資料
- (9) 議事の結果概要
- (10) その他必要な事項

2 第3条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

（その他）

第9条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

（委任）

第10条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

付 則

この指針は、平成30年7月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

会議の開催案内	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日 () 時 分から
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6. 傍聴者の定員	人
7. 傍聴手続	
8. 問い合わせ先	
9. その他	

様式第2号（第8条関係）

会議の概要報告	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6. 出席者	
7. 傍聴者数	人
8. 会議資料	
9. 議事の結果概要	
10. その他	

甲賀市特別職報酬等審議会長 様

甲賀市長 岩永裕貴



消防団員の処遇改善にかかる報酬の改定について(諮問)

近年地域防災の中核的役割を果たす存在である消防団員は全国的に減少しており、本市消防団においても少子高齢化や、就業構造の変化に伴うサラリーマン団員の増加などにより、団員確保が困難になっている状況です。

このような中、今の時代に対応し団員を確保していくためには、報酬等の処遇改善が団員の士気向上や家族等の理解を得るために不可欠であることから、消防庁より消防団員の報酬等の基準が策定されたところであります。

つきましては、今日の本市を取り巻く状況を踏まえ、地域防災の要である消防団員の適正な報酬額につきましてご審議の上、答申賜りますよう貴審議会に諮問いたします。

記

1. 年額報酬

以下の階級の報酬額について、交付税基準に引き上げます。

階級	現行	改正(案)	増減	交付税単価
副団長 方面隊長 隊長	64,000円	69,000円	+5,000円	69,000円
団員	36,000円	36,500円	+500円	36,500円

2. 出勤報酬

従来「費用弁償」を増額し、「出勤報酬」とします。

出勤内容	現行	改正案	増減
災害出勤	1,900円/8時間	4,000円/4時間※	+2,100
訓練等	1,600円/回	2,500円/回	+900
研修会等	1,600円/回	2,000円/回	+400

※水火災等災害出勤については4時間を超えた場合に4,000円を加算する。

以上

甲賀市特別職報酬等審議会席次表

会

長

